

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年1月27日(月) 午前9時30分から11時50分

2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
14番	渡邊 祥太郎	君	
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (0人)

欠席者

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第43号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について

議案第44号 非農地証明願いについて

議案第45号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

議案第46号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調製について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滉男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

7, 概要  
事務局長

皆さんおはようございます。ただ今より平成 25 年度第 10 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 13 番委員白川さんにお願い致します。

憲章朗唱（13 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会 長

みなさん、おはようございます。平成 26 年という新しい年が始まりました。今年は農政の改革元年と言われるくらい新しい政策の予定がされておるようです。大きくは 4 つあろうかと思います。

1 つは耕作放棄地解消と密接に関係がございます農地の中間保有管理機構のスタート。

2 つめは経営所得安定対策の見直し。これは水田転作と非常に連携がございます。この見直しも予定がされております。

3 つめは日本型直接支払いという点が始まるということでござります。

それに併せまして、まだ方向性が見えてませんが私ども農業委員会に関するいろいろな見直しが議題になっております。併せて農協の見直しというのも、かなり厳しい意見で出てきております。6 月以降を目途に方向性が出されるということになっているようでございます。今後私どもは情報の収集ということに注意を払って頂きまして、現場の声を反映すべく皆さんの積極的な意見を出していくことが必要だらうと思います。

2 月にはそれらに関する皆さんの意見書やアンケート等をもらう予定が示されています。現場を無視した改革だけは避けなければいけないという思いでございますので、皆さんの声を数多く聞かせていただきたい。そんな思いのする 1 年のスタートであります。当然 7 月には改選期も控えていますので、すべきことをきっちりやるんだということで解消していきたいと思っております。

本日は議案もそれほど多くはございません。皆さんからの積極的な意見、この 1 年に向けてのご意見も頂ければと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 8 番委員・9 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 43 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 43 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。

整理番号 7 番。変更区分：農用地除外。申請人：（  
）さん（  
歳）。土地の所在：（  
）、同じく（  
）、畠。2 筆の合計面積が   
m<sup>2</sup>。利用状況：一部耕作と不耕作地です。土地利用規制：農用地区域内、土地改良区域です。変更理由『貸貸の家を借りていたが、家主の都合で急に出ないといけなくなり、これを機に（  
）に家を建てたいと思ったため。』と言っています。変更目的及び事業計画：土地造成が   
m<sup>2</sup>。一般住宅が   
m<sup>2</sup>、資材置き場・駐車スペースが   
m<sup>2</sup>、作業場が   
m<sup>2</sup>です。この作業場というのを旦那さんが（  
）をしているということでの作業スペースです。工事計画：許可あり次第。資金計画：融資が   
万円です。

農用地区域内第 1 種農地の除外申請です。3 ページの事業計画書の

事務局長

とおり日付が昨年の■月■日で、■月■日に現地調査をしています。補助事業により、給水栓が設置してあり除外の条件調整の為、今まで正式に書類が提出されておりませんでした。現地調査の結果では補助事業の手続きをクリアできれば除外についてはやむを得ないという判断でした。以上です。

会長

整理番号7番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

■さんは■の出身で現在は■に借家住まいをしています。もともと■に借家住まいしていたんですが、先ほど説明がありましたように、家主が「会社の寮にする。」ということで早急に出ないといけなくなったということです。申請人は■をしておりまして、旦那さんは■をしております。子供さんも■に通っています。旦那さんが■出身ということで、■に家を建てて定住したいということから申請が出されました。本人から「家を建てたいんだけど場所は無いか。」と相談されまして、いろいろ探したんですがなかなか無いもんで、農地を除外して家を建てられないかという相談がありました。譲渡人は■をしておりまして農業はしておりません。「そういう事情なら譲っても良いよ。」ということで、一部耕作しているということですが隣の境界線から攻め込まれて耕作されているという状況です。譲渡人はその現場も知らなかったようです。現状は一部耕作されているんですが、9割方不耕作地ということです。事業計画書なんですが、兄弟で■をやっておりまますので作業スペースと資材置き場がいるということです。場所なんですが9ページの写真をお願いします。■の■に面している土地です。申請地は農用地の角地ということで隣にも家があって下の方にも家が点在しているような場所です。地元委員としてはやむを得ないと、許可をしても良いんじゃないかという判断です。問題の2つのハード事業をやっておりますが、サル柵は囲っておりません。水をここまで引いてもらっていることがネックになっているようでしたので、これをどうするかという判断を熊毛支庁から求められましたので、地元の区長さんとも話をしまして撤去ではなく移設をする方向で話が進んでおります。許可があり次第■さんが責任を持って給水栓の蛇口を隣の■さんの土地に移設するように話を進めております。もともと給水栓は■さんと■さんの畠、両方が使えるように設置されてあるんですけども、3m位■さんのところに移設をして、■さんが単独で使えるというようなことに今後なります。もう1つは美土里サークルの「農地水保全管理」の場所にも含まれておりますが、ここも■の事務局を通じて除外をしてもらい交付金の返納ということで話が進んでおりますので、問題ないと思います。

申請人の旦那さんも消防団や区の行事にも積極的に参加して、将来的には農業もやりたいという意向があるようですので、■地区としましては■に家を建ててもらって、いろんな意味で■の後継者として育ってもらいたい方です。以上です。

会長

整理番号7番について皆さん方からご意見・ご質問等ござりますか。

○番(農業委員)

全額融資ということですが、そこら辺の確認は取れているんでしょうか。

事務局長

申請が農林水産課の方に書類が上がっていますので、どこから融資を受けるのかについては、確認できておりません。今後こちらに出されたときに、融資をどこから受けるのか確認をしたいと思います。

○番(農業委員)

今日の審議をする段階で、そこまで確認しておかなくてはいけない

○番（農業委員）

んじやないかと思うんですけど。

例えば認めたとして、資金の計画がうまくいかなくてできなくて中斷ということもあり得ると思いますよ。そこらへんについて、会長はどうですか。

会長

規定の中では除外については特に土地改良事業等が絡む部分については6か月以上、時間的に必要になろうかと思います。そのために正規の融資証明が転用申請と合わせて提出されることになっております。

○番（農業委員）

もう1つ。2つの事業が継続中の除外ということですが、地元委員の説明の中では給水栓につきましても移動して利用する、美土里サークルにつきましても面積の関係がありますので除外をすれば返納という形になろうかと思いますけども、ここあたりもちゃんとしていくということですし、申請人もまだ若いようですし、そういうことを含めますと私は意義はありません。認めて良いと思います。

会長

皆さん方から他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

皆さん方からご意見無いようですけども、私の方から5ページの説明をいたします。

屋久島事務所からの回答ということなんですが、下の方にあります一定期間というのは8年間です。8年間は補助金適正化法で、この事業に係る補助金返納を伴う義務があります。この期間を過ぎているということで、このハード事業による補助金返還は伴わないという期間です。その続きになりますが、給水栓等の施設の場合は廃止する場合、補助金適正化法は免れるんですが、施設の耐用年数というのが加わりますので返納が発生する可能性があります。ということです。

給水栓は枝番■に移設することになっているんですが、向こう側にも給水栓ありましたよね。それであれば移設ではなくて廃止じゃなくて良いのかなと、私自身は思ったんですけど。

それからもう1つの美土里サークル事業が継続中となっているんですが、この畑が美土里サークル事業の2期対策になっていると思うんですが、もし1期対策にもこの場所がカウントされておれば、1期目の完了時点で耕作放棄地状態が解消されていませんので1期目の事業の返還も伴うんじゃないのかなと。2期目は現在進行中ですので今の計画書からこの面積を省けば言い訳なんですけど、1期目は終了時点で耕作放棄地が解消されているというのが条件でしたから。そこら辺も問題があるんじゃないのかなと言うのが私が気になった点です。

農林水産課の方から出てきておりますので、私どもより農林水産課の方が詳しいと思いますのでチェックはしているとは思うんですが。

○番（農業委員）

会長が言われる給水栓については、移設を行う場合の経費は当事者が持つべきだろと。そこら辺りも農林水産課が行うでしょうけども。

農地水については1期目については県関係、一応終了しておりますので県もそこまで言わないんではないかと思いますけども、そこら辺りが出てきたときには他の地区まで再調査となった時、どこの地区も100%というのは難しいと思いますので、2期目はやむを得ないということはありますけども、農林水産課はこらあたりを良い形で対応してもらいたいとしか、言いようはないと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

○番（農業委員）

■の方はもともと、工事の負担金・維持管理費の農家負担は無

○番（農業委員）	いというふうに聞いているんですけども、農家負担は0ですか。
○番（農業委員）	0ですね。移設に関しては個人負担です。自己責任の上でやるということです。
○番（農業委員）	■■■は農業に熱心ではないのか、農地に対してあまり興味が無いわけですよ。何かしらの計画を実行しようとした場合、町は助成でやるんですけど農家に負担はありません。
○番（農業委員）	それについては、補助事業適正化法の期間は過ぎているということで理解をしていいと思うし、農地水については農林水産課と会長とで1期、2期について話をしてもらえば良いんじゃないですか。
会長	それでは皆さんのご意見が出たようですので、この該当地に実施されています事業についての整理については十分注意した上で認めるということでおろしいですか。 （「はい。」の声あり） それではそのように決定をいたします。
	続きまして議案第44号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第44号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求める。 整理番号20番。申請人：■■■さん（■歳）。土地の所在：■■■、畠、■■■m <sup>2</sup> 。農地区分・土地利用規制につきましては第2種農地です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『父が数年間耕作していましたが、病の為耕作できず放置状態となりました。父の死後相続しましたが、荒廃の為畠地活用を断念しました。』ということです。
	この申請地については数年前より話がありましたが農用地区域であったためにできず、昨年6月の見直しにより除外されたため今回の申請となりました。申請地は営農支援センターの裏手約■mの所の旧道沿いにあり、周辺は一部にバナナが植栽されている農地はあるもののほとんどが山林状態であります。申請地も永年耕作が放棄され雑木が繁茂している状況で、現地確認の結果においては非農地と判断されました。周辺の営農にも影響がないことからやむを得ないと思います。なお、■地区の非農地判断調査を平成24年8月にしておりますが、対象地リストに入っていなかつたようです。以上です。
会長	整理番号20番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	14ページの航空写真を見ていただければ、■■■と■■■の山手側にあります。■■■ができてからは旧道はほとんど使われておませんで、写真では田んぼがきれいにありますけども今では田んぼにも何も植わっておりません。15ページの現地写真の通り申請地は大きな雑木が繁茂しております。申請人のお父さんが3・4年前に亡くなつておるんですが、重い病にかかりまして20年ほどですか、仕事ができない状態でおりました。ドラセナ等をハウスで作つて手広くやっておつたんですが、跡取りの■■■も脳梗塞で倒れてから下半身が不自由になられております。申請地もパパイヤなどが植えられていたようですけども、それも20年以上前のことだと思います。2反5畝ほどありますが、非農地としてやむを得ないと思っております。以上です。

会長	現地調査に立ち会われた方で補足がございますか。
○番（農業委員）	長いこと耕作していないということで、ここを農地に復元するにはかなりの時間と費用が掛かると思われます。やむを得ないと思っております。以上です。
会長	整理番号 20 番について皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農業委員）	親子につきましては、長い間病気ということで、やむを得なかつたかと思います。農用地の全体見直しの中で農地区分の除外をされておりますので、意義はありません。
会長	他の皆さんでご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり）
	ただいまの整理番号 20 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）
	整理番号 20 番は非農地として認めることに決定いたします。
	続きまして別冊になります。議案 45 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第 45 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について。「耕作放棄地全体調査要領」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号 農林水産省農村振興局長通知）に基づき把握された耕作放棄地について、平成 25 年 12 月 20 日付け屋農第 867 号により屋久島町長から農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号 農林水産省経営局長通知）により大字小瀬田地区の現地調査を実施したので同通知第 2 の 2 に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求める。 1 ページ目です。現地調査等詳細をご覧ください。
	調査集落：小瀬田。現地調査年月日：平成 25 年 12 月 27 日。調査者：永綱委員、事務局の川東、相談員の西田の 3 名です。調査した筆数が 97 筆、139,832 m <sup>2</sup> 。そのうち非農地と判断したのが 76 筆、128,085 m <sup>2</sup> 。判断しなかったのが 21 筆、11,747 m <sup>2</sup> です。判断しなかった理由の内訳としましては、お目通しください。1 筆の平均面積は 1,442 m <sup>2</sup> です。
	続きまして調査集落：長峰。調査年月日と調査員は同じです。調査した筆数が 76 筆、206,509 m <sup>2</sup> 。そのうち非農地と判断したのが 54 筆、164,053 m <sup>2</sup> 。判断しなかったのが 22 筆、52,456 m <sup>2</sup> です。判断しなかった理由の内訳はお目通しください。
	今回の調査も含めて平成 25 年度は 175ha、全体で 860ha。全農地 2,620ha の 32% を非農地判断したことになります。以上です。
会長	担当委員から、特に気づいた点などご報告をお願いします。
○番（農業委員）	私が調査した中で感じたことは、思った以上に山林化していたということですね。
会長	それでは調査の写真等もいくつか載っておりますが、皆さん方からの疑問・質問等、出して頂きたいと思います。いかがでしょう。
事務局	今回、小瀬田地区の調査をいたしまして北部地区の非農地判断調査が大方終わったと思っているところなんですが、別紙で今年度の農地利用状況調査表を皆さんのお手元に配布しているんですが、非農

事務局	地判断したにも関わらずこれだけ畑として残っているというのは、無断転用で非農地と判断できなかつたりしたところなんですけども、中には判断しづらいという部分も含まれております。そういう部分につきましては、要綱の中では隣接委員を含めて判断するようになっているもんですから、農用地区域以外であれば個別に非農地証明の方で対応していけると思っております。以上です。
会長	<p>今やっている非農地調査と言うのは、担当委員が1名おれば良いんですね。ところが個別申請であります「非農地証明願」の調査は、農業委員3名以上となっております。そういう手続き上の問題があつて、このようになっているということも頭の中に入れておいてください。</p> <p>それと1つは、この非農地調査は農業委員会始動の下行っているわけではないということですね。「調査をしてください。」と言うのが農林水産課から農業委員会に来て、その対象地を農業委員会が調査をしているという仕組みになっております。</p> <p>別紙の1枚紙についても皆さん方からご質問等ございませんか。</p>
○番（農業委員）	非農地通知書がきて、法務局で地目の変更をするわけですが変更されたのはどのくらいか、わかりませんか。
事務局	平成24年末のデータで調べたときに、7%となっております。それから1年経っていますけど、データの確認は取っておりませんが1割程度かと思います。
○番（農業委員）	実際としては農地として残っているということですね。
事務局	事務局の農家台帳からは、外すということになります。
会長	<p>非農地通知はもらうんですけども、本人が地目の変更を法務局に行って行わない。ですから今、事務局が1番気を付けているのは地目が畑や田になっている関係で、新しい事をしようとする時転用申請が上がります。通常であれば転用の手続きを行ふんですが、その農地は非農地通知書を発行していないかというチェックもするようにしています。つまり非農地通知書を発行した農地については、転用手続きは必要ないということになります。</p> <p>ですから、皆さんもパトロールの折に「あそこは畑なのに、何かいじりよるよ。」と言う時、「ここは畑じゃないけ。」と指導する前に非農地通知書を出した場所かどうかということまで、めぐらせて下さい。非農地通知書を出している場所であれば、いわゆる違反転用に該当しませんので。ただ、手続きされておりませんので地目変更をするようにということです。</p>
事務局長	もう1つ。非農地通知書に関連して、後で選挙人名簿が出てくるんですが、23年度に該当した方で、今回は該当していない方が何人かおります。非農地判断して農地がなくなっているということがありますので、頭に入れておいて頂ければ。
会長	<p>他にこの非農地判断について、皆さん方が方からご質問がございますか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>それでは事務局から提案されたとおり認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>提案通り決定いたします。</p>

会長	続きまとも別冊になります。議案第46号。農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調製について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第46号。農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調製について、農業委員会等に関する法律施行令第3条に基づく農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出があり「平成26年農業委員会委員選挙人名簿登載申請一覧表」を別冊のとおり作成したので、同条に基づく調製並びに選挙管理委員会に送付することについて議決を求める。
	前回改正時の平成23年の申請数は799人で最終的に767人でしたが、今回542人で23年の約70%になっております。昨年の申請数と比べると北部が166.7%、南部が103%。全体で125%増ですが特に北部で倍増している集落が多いようです。仮に選挙があった場合、542人を選挙人定数14名で割ると1人当たり38票になります。また認定農業者の申請者数は約半分程度です。選挙になった場合1票の差で当落が決する場合もありますので慎重に資格の審査をお願いします。
会長	事務局から相対的なことについて説明がございましたが、冒頭のあいさつでもありましたが『農業委員会のあり方』について国の見直しがある。進行中だということを申し上げましたが具体的には農業委員の業務の重点化、農業委員の選挙のあり方・選任のあり方・業務の内容、このようなことについても議論の対象になっているようでございます。この選挙人名簿が選挙のある時だけ増えるということについて国は非常に厳しい意見を持っていると聞いております。
	それでは、内容について順を追ってチェックをしていきたいと思います。
	事務局がチェック項目を記してくれていたようなので記入しやすかったのではないかと思います。
	まず長峰の方から担当委員さんから説明をお願いいたします。
○番(農業委員)	■について問題はありません。
会長	3番について、別世帯になっていることの確認はいかがでしょう。
○番(農業委員)	これは同居です。
会長	住所が違うのは。
○番(農業委員)	これは二男で、同居です。
会長	ここは、地番が違うのでチェック項目に記されてあるんですが、同居していることは間違いないですか。
○番(農業委員)	はい。
会長	同居ということですね。
○番(農業委員)	はい。
会長	それでは■。
	20番からですね。農家台帳には耕作面積が出てこないということでチェックを入れてあると思うんですが。
事務局長	■さんは、経営移譲年金をもらっておりまます。息子に経営移譲しておりますので、耕作面積がないということです。

○番 (農業委員)	これは×をお願いします。 22番は“農家台帳耕作面積要件未満”ということは。
事務局長	23年は2反歩あるんですけど、非農地判断の関係で無くなっている可能性があります。作っている場所の地番を確かめないと。
会長	22番も×ですね。要件を満たしておりませんので。 27番は別世帯になっておりますけど。
○番 (農業委員)	ここについては、同居です。
会長	32番は。
○番 (農業委員)	ここは別居です。
会長	48番。 非農地判断をしているんですけど、他に作っている場所がありますか。ということですね。
○番 (農業委員)	ありませんので、×ですね。
会長	52番。
○番 (農業委員)	52番は同居です。
会長	56番は。
○番 (農業委員)	56番も同居です。
会長	64番。
○番 (農業委員)	はい。64番は×。
会長	次は■です。
○番 (農業委員)	■は問題ないです。
会長	■は。
○番 (農業委員)	■は84番が同居です。
会長	■お願いします。
○番 (農業委員)	問題ないですね。
会長	■。 111番は同居で良いですか。
○番 (農業委員)	はい。同居です。
会長	■。
○番 (農業委員)	はい。121番は同居です。
会長	■。
○番 (農業委員)	147番は別世帯ですけど同地番です。

会長	147番は○ですね。
○番(農業委員)	はい。165番・166番ですが妻の■さんが山林だと思うんですけど、2反歩、未相続地でタンカンを作つておりまして耕作はしております。
会長	耕作している未相続地があるということですね。
○番(農業委員)	農家台帳に面積が無い時はどうなるんですか。
会長	台帳に面積が無いということは、この申請人の名義では農家台帳に面積が出てこないということとして、
○番(農業委員)	耕作しておけば、農家台帳になくても良いということですか。
会長	台帳に無くとも相続権利のあるところ、相続未登記で権利のあるところを実際に耕作しておけば。
○番(農業委員)	事務局はそこらを調べているんですか。
会長	事務局は現地調査に行きます。 問題の場所には行きます。
○番(農業委員)	その上で判断するわけですね。わかりました。
会長	次は■です。
○番(農業委員)	167番・169番は別世帯です。■さん名義の土地がありますので、別で申請するように言ってあったんですが、一緒に申請しているんですね。
会長	これら辺は、まとめて申請するか、別で申請するかの判断ですので、認めて良いんじゃないでしょうかね。
事務局長	あくまでも1世帯の面積ですので、別世帯で同じ用紙では。
会長	経営はどうしているんですかね。
○番(農業委員)	経営移譲はしていないです。
○番(農業委員)	今の申請書のままでは■さん夫婦は認められないと思います。いろいろな話が出ておりますけど、別居か同居かということだけなんですね。ただ、■さんと奥さんで申請を上げなおす修正ができるかどうか。この申請のままでは、認めるべきではないと思います。
会長	他に、いかがでしょう。
○番(農業委員)	優先されるのは、耕作しているかどうかではないんですか。
会長	耕作ももちろんなんですが、同居の親族というのも明確にうたわれております。
○番(農業委員)	■さんの名義で申請ができれば。
事務局	今回の審議を以て31日までに調製して選管の方に提出するようになっていますので、この結果を踏まえて調製しようと思えばできない

事務局	こともないです。
○番 (農業委員)	この案件については、■さんで申請の修正ができれば認めるということで良いんじゃないですか。
○番 (農業委員)	訂正をしたら、申請はみとめられるんですか。
会長	正確に言うと、今大事を取って差し替えて。ということでしたが、ここに上がってきている限り、申請の意思は期日までに確認ができる。ただ、別々に出すべきものを一括して出しているので、これは申請の方法を間違えているので、訂正して差し替えるということです。何も上がってきていない分は、認めませんよ。
	次にいきます。184番は。
○番 (農業委員)	間違いないです。
○番 (農業委員)	190番は同居です。 204番は70の間違います。 207番も20aの間違います。 215番は同居です。 220番は■さんの未相続地があるようです。
事務局長	その未相続地が何番地なのかわからないと、こちらで確認ができないんですよ。未相続地があるというだけじゃ。
○番 (農業委員)	確認して、連絡します。 231番は同居です。 235番は別居です。 240番は70です。
会長 (鎌田秀久君)	最後に法人が出てますけど、『社員・役員名簿に記載がない。』ということですけども。
○番 (農業委員)	役員でなければいけないんですか。
会長	定款の中に社員として名前が載っていないということです。
事務局	方法としては、■さんが3反歩ほど農地を持っているので、個人で出していただくということができます。
事務局長	法人は様式も違いますし。
○番 (農業委員)	個人で出します。
会長	では、先ほどと同じで書式を間違っているということで、差し替えでよろしいですか。 (「はい。」の声あり)
	続きまして南部に行きます。 ■は申請者なし。 ■。いいですか。
○番 (農業委員)	はい。
会長	■。よろしいですか。

○番（農業委員）	はい。
会長	。
○番（農業委員）	5番すけども、[REDACTED]番でおじさんの[REDACTED]さんの農地を引き継いで、[REDACTED]さんも奥さんも亡くなられているんですけど、名義も変更したとおっしゃってるんですよね。そこでタンカンを栽培されているということでした。
事務局	自分も気になって調べてみたら、[REDACTED]さんから名義が直っているそうです。
○番（農業委員）	[REDACTED]さんから[REDACTED]さんにですか。
事務局	はい。
○番（農業委員）	[REDACTED]で作っています。間違いない。
会長	では[REDACTED]。
○番（農業委員）	13番は同居です。
会長	。
○番（農業委員）	[REDACTED]は問題ないです。
会長	では、[REDACTED]は私の方から。 35番。3aになっていますが、30aの間違います。ポンカン・タンカン・ガジュツを適正に耕作しております。
	39番は息子夫婦と現在同居の状態です。別棟を新築中です。
	40番も50aの間違います。果樹園と野菜畠。適正に管理されています。
	56番・57番は、住宅が左右隣接して生活しておりますので同居とみなして差支えないと思います。
	64番・65番も住宅前後と隣接しておりますので、同居とみなして差支えないと思います。
	75番。名字が違いますが、同居しております。
	次は[REDACTED]。
○番（農業委員）	78番・79番・80番につきましては別居であります。 92番は、いつも出ていますが同一敷地内にあります。同居です。 119番は同居です。
	120番は父親が約1年前に亡くなりましたが、息子が後継者ということです。未相続地あります。まだ相続の手続きを取っていないんだと思います。
	123番124番は、129番の[REDACTED]さんの息子夫婦だということで、親父さんに確認しましたら、土地の2/3は息子夫婦に管理させているということでしたので、今年から申請を出したということです。
会長	今のは事務局で確認をいたします。 次は[REDACTED]。
○番（農業委員）	138番は別世帯なんですが、同じ敷地内だと思っております。斜め後ろに住んでおります。 前回はどうだったですかね。

事務局	前回は同居です。
○番(農業委員)	じゃ、○でお願いします。 147番は別世帯ですので申請の訂正をいたします。 150番・151番は地番が違いますが、前後で同じ敷地内ですので、同居です。 167番は台帳なしですので、×です。
会長	[REDACTED]。
○番(農業委員)	184番・185番は名義上は土地はないんですけど、■さんのお父さんの土地と実の親父の土地の管理を全部やっております。将来は相続すると思います。実際は畠をやっております。
会長	自分の名義の畠はないということですか。まだ相続していないんですね。
事務局長	3条申請してもらえば。
会長	これは×ですね。
○番(農業委員)	199番・200番は別世帯です。 217番も別世帯です。お母さんの方は該当しないと思います。
会長	[REDACTED]。
○番(農業委員)	225番・226番は地番が違いますけど、同じ敷地内です。 243番・244番も別世帯ですが、同じ敷地内です。
会長	[REDACTED]。
○番(農業委員)	153番の■君ですが、お母さんはまだ健在で毎日畠に行っているのに、何で出してないんですか。 259番は同敷地内です。
会長	[REDACTED]。
○番(農業委員)	■・■・■は問題ないです。
事務局	先ほどの■の199番・200番は、別世帯なんんですけども、実際■さん名義で3反歩以上の土地がありますので、別で■さんで申請をすれば。
会長	申請方法を間違えたということで、■さんは■で出すということです。
事務局長	今後の日程ですが、31日までに調製して選管に送ります。選管の方で調製して2月23日から15日間縦覧にかけます。3月の末に選挙人名簿が確定します。
会長	それでは皆さんから報告とチェックをいただいた方向で決定をいたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

8番

9番

平成26年1月27日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久